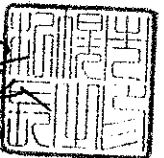


札幌市区事務分掌規則及び札幌市区市民部戸籍住民課等に所属する職員の兼職に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年8月 25 日

札幌市長

秋 元 克 本



札幌市規則第 49 号

札幌市区事務分掌規則及び札幌市区市民部戸籍住民課等に所属する職員の兼職に関する規則の一部を改正する規則

(札幌市区事務分掌規則の一部改正)

第1条 札幌市区事務分掌規則（昭和47年規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表2事務分掌の欄中第21号を第23号とし、第5号から第20号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 個人番号カードに関すること（篠路出張所に限る。）。)

(6) 電子署名に係る認証業務に関すること（篠路出張所に限る。）。)

(札幌市区市民部戸籍住民課等に所属する職員の兼職に関する規則の一部改正)

第2条 札幌市区市民部戸籍住民課等に所属する職員の兼職に関する規則（平成元年規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「篠路出張所に所属する職員にあつてはアからカまでに定める事務に限り、」を削り、「アから」を「、アから」に改める。

附 則

この規則は、令和7年8月26日から施行する。